

## 浪速大學學報 第37号

| メタデータ | 言語: Japanese                     |
|-------|----------------------------------|
|       | 出版者:                             |
|       | 公開日: 2010-06-16                  |
|       | キーワード (Ja):                      |
|       | キーワード (En):                      |
|       | 作成者:                             |
|       | メールアドレス:                         |
|       | 所属:                              |
| URL   | http://hdl.handle.net/10466/9413 |

# 浪 涑

# 昭和三十年三月一 日(火曜日)

t

号

### 浪 速 大 學 事 務 局

大

壆

則

規

浪速大学農業短期大学部教授会規程を次のように定める。

昭和三十年二月八日 浪 速 大 学 長 堀

場

信

古

浪速大学規則第四十号

浪速大学農業短期大学部教授会規程

第 の外、 この規程による。 教授会に関する事項は、浪速大学農業短期大学部学則に定めるも

第 教授会は、本学部専任の教授をもつて組織する。

2 ることができる。 部長は、教授会の承認を得て、専任の助教授又は常勤講師を教授会に加 兔

3 れに加えることができない。 前項による助教授及び講師は、 人事に関する事項を議決する場合には、 ح.

第三条 教授会出席者の身上に関する事項を議する場合には、議長は、その

者の退席を求めることができる。

第 教授会に出席させ、 とができない。 部長は、必要があると認めたときは、 意見を述べさせることができる。但し、表決に加えるこ 第二条の構成員以外の職員を

第 教授会は、 次の事項を審議する。

部長及び評議員の選挙に関する事項

本学部に関する諸規則の制定改廃に関する事項

学生の成績評価に関する事項 学科及び学科目の種類並びに編成に関する事項

入学、 退学、 転学、 転科、休学及び卒業に関する事項

六

学生の補導厚生に関する事項

七 学生の懲戒に関する事項

学術及び研究に関する事項

九 本学部教員の選考に関する事項

その他本学部の運営上重要な事項

らない。 六 条 次に掲げる事項については、 部長は教授会の意見を聞かなければな

予算の新規要求に関する事項

本学部の予算執行に関する事項

その他部長が必要と認めた事項

七条 部長が事故のため教授会に出席できないときは、

あらかじめ部長の

第 八条 指名したものが議長となつてその職務を代行する。 教授会は、構成員三分の二以上の出席がなければ、開くことができ

ない。

第 は会議を招集しなければならない。 九条 教授会構成員三分の一以上のものから要求があつた場合には、 部長

第 項議決の場合は、出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。 十条 議決は、出席者の過半数で決めることを原則とするが、特に重要事

第十一条 ができる。 きない者があるときは、 当学、出張その他の事由により、<br /> その期間、 その者を構成員の員数から除外すること 引続き二か月以上教授会に出席で

第十二条 せることができる。 部長は、教授会の事務を処理するため、 指名する事務職員を出席さ

なければならない。 議事録は、 議長が保管し構成員の要求があるときは、 てれを呈示し

第十四条 本規程実施に関する細則は、教授会の承認を経て、 部長が之を定め

る。

附

則

この規定は、 公布の日から施行する。

昭和三十年二月八日

浪速大学農業短期大学部長選考内規を次のように定める。

浪 速 大

坐 長

堀 場 信

냠

浪速大学規則第四十一号

浪速大学農業短期大学部長選考內規

第 に定めるところによる。 条 浪速大学農業短期大学部学則第八条による部長の選考は、 との内規

第二条 教授会は、次の場合に部長予定者を選考する。

部長任期満了のときの

部長が辞任を申し出たとき。

部長が欠けたとき。

第三条 辞任を申し出たとき又は欠員となつたときは、すみやかに行う。 部長予定者の選考は、任期が満了する場合はその三十日前までに、

第 の候補者の推薦を求めることができる。 教授会は、本学部専任の教授、助教授及び常勤講師に、 部長予定者

2 前項の場合においても、推薦された候補者以外の者につき、 選挙するも妨

Ħ. 条 部長予定者の選考は、選挙によるものとする。

第第 する者に通告しなければならない。 教授会は、あらかじめ選挙の期日及び場所を足めて、選挙資格を有

第 選挙資格を有する者は、前条通告の日に、本学部の教授である者と

2 選挙資格を有していた者が、選挙の日までに教授でなくなつたときは、 選

第 挙資格を失う。 被選挙資格を有する者は、本学部または本学の教授である者とする。

> 第 九 条 部長選挙に関する事務は、 教授会が管理する。

第 + 条 教授会は、 選出された部長予定者を学長に報告する。

1 この内規は、 昭和三十年三月一日から施行する。

2 をもつて、この内規により選挙されたものとみなす。 この内規施行の際、現に部長の職にある者は、その任命又は選挙された日

浪速大学入学試験運営委員会規程を次のように定める。

昭和三十年三月一日

浪 速 大 学: 長

堀

場

信

吉

浪速大学規則第四十二号 浪速大学入学試験運営委員会規程

第 本学の入学試験に関する企画ならびに実施の円滑を期するために、

浪速大学入学試験運営委員会(以下委員会という。)をおく。

第二条 出の教授一名又は教務委員長、事務局長および学生部長をもつて組織する。 委員会は、各学部(短期大学部を含む。以下同じ。)長、各学部選

条 委員は学長がこれを命ずる。

第第四三 四条 委員長は学長をもつて充て、副委員長は委員中より毎年委員会の同意を得 委員会に委員長、副委員長各一名をおく。

て、学長がこれを命ずる。

第

2 五条 中途更迭の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

委員の任期は一年とし重任を妨げない。

第 六条 委員長は会議を招集してその議長となる。

副委員長は委員長不在のときその職務を代行する。

附 専門委員は、委員長がこれを委囑する**。** 

第

七

条

委員会は、必要に応じて各種専門委員を置くことができる。

この規程は公布の日から施行する。

の規程施行の際現に浪速大学入学試験委員であるものは、この規程に

らず、次年度委員が任命されるまでとする。 より任命されたものとみなす。 但し、 その任期 は 第五条の規定にかかわ

浪速大学学位規程を次のように定める。

昭和三十年三月一日

浪 速 大 学:

> 堀 埸 信

古

長

浪速大学規則第四十三号

速 学: 学 仂. 規 程

自

第 規定に基いてい (学位の種類) この規程は、学位規則 (昭和二十八年文部省令第九号)第十一 本学の学位に関する事項を定めることを目的とする。

第 とてろによる。 本学が授与する学位は、 博士及び修士とし、 その種類は別に定める

第

十条

委員会において必要と認めるときは、

論文の副本、

邦訳又は模型、

(学位授与の要件)

第 5°)の行う学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。 所定の科目について二十単位以上を修得し、 いて三十単位以上を修得し、博士の学位は、 修士の学位は、大学院修士課程に二年以上在学し、所定の科目につ 研究科委員会(以下委員会とい 博士の課程に三年以上在学し、

2 し、委員会の行う論文審査及び試験に合格した者に対しても、 博士の学位に限り、前項に定める博士課程を経ずして、博士 論文 を提出 授与すること

(学位論文の提出)

第 込ある者に限る。 定の単位を修得した者义は論文審査の終了までに所定の単位を修得しうる見 修士の学位論文審査を申請しうる者は、大学院在学者で、すでに所

第 を添えて、当該研究科長へ提出するものとする。 前条により学位論文の審査を申請しようとする者は、 論文に申 請書

2 学位論文は、 主論文一編とする。但し、参考論文を添付することができる。

3

文提出の期限は、当該研究科で定める。

4 つたん提出した論文は返付しない。

第 六条 論文の用語は、各委員会で定める。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 を設けてこれを行う。 七 学位論文の審査は、各委員会においてその専攻に応じて審査委員会

2 あれば助教授义は講師を加えることができる。 る教授二名以上(以下審査委員という。)をもつて組織する。但し、必要が 審査委員会は、当該専攻課程の指導教授を主査とし、 他に委員会の指定す

第 審査委員は、 前条論文の審査と同時に論文を中心としてその関連科

目について最終試験を行う。

第 2 九条 最終試験は、口頭及び筆答試問とする。

する。 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の成績を委員会に報告

明を求めることができる。 標本等を提出させ、場合により論文提出者に対して、 論文の内容について説

第十一条 を判定する。 委員会は、 審査委員会の報告に基いて学位論文及び最終試験の合否

第十二条 委員三分の二以上の賛成を必要とする。 前条により合否を決定する場合は、 委員三分の二以上出席しい 出席

合格のものについては審査の要旨の添付を省略することができる。 旨及び最終試験の成績を添付し、学長に報告しなければならない。 委員会において合否を決定した場合、 研究科長は、 論文に審 但し、 査の 不 要

(学位の授与)

第十四条学位の授与は、 別に定める様式の学位記を交付する。

(学位の名称)

第十五条 本学から学位の授与を受けた者が学位の名称を用うる場合は、 ように本学名を附記するものとする。

〇〇修士(浪速大学) 又は○○博士(浪速大学

第十六条 (学位授与の取消 不正の方法によつて 学 位の授 与を受けた事実があると判明したと

学 本籍 (府県名) 氏 記

士課程において所定の単位を修得し 本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修 月 日

뮷 浪 月 速 大 学

したので○○修士の学位を授与する 学位論文の審査及び最終試験に合格

様式二

第

学 本籍 (府県名) 位

記

氏 月 日

○○博士の学位を授与するの審査及び最終試験に合格したので 生

뮺 浪 月 速 H 大 学

様式三

第

位 記

本籍 (府県名) 氏

年 月 日 生

本大学に学位論文 

を提出し所定の審査及び試験に合格 したので○○博士の学位を授与する

浪 月 速 日 大

号 学

第

位を取消すことができる。 学長は、

の出席者数その他については、第十二 委員会が前項取消の議決を行う場合

条の規定を準用する。

第十八条 第十七条 な事項の細則は、当該委員会の議を経 て研究科長が定めることができる。 一日から適用する。 この規程の施行について必要 との規程は、 昭和三十年二月

辞

〇昭和三十年一月三十一 大阪府立大学教員 飴 ш

実

○昭和三十年二月一日願により本職を免ずる

大学教員五級七号俸 大阪教員四級五号俸 加 沝 納 利 忠夫 博

浪速大学農業短期大学部

三級に叙する 大阪府立大学教員に任命する

浪速大学助手を命ずる (頭書)級号俸を給する

〇昭和三十年二月九日 (頭書)学部勤務を命ずる (各通)

浪速大学工学部長に兼ねて補する 〇昭和三十年二月十日 大阪府立大学教員 斎藤 省三

(工 学 部) 児玉 元

浪速大学工業短期大学部教授に補する

当該委員会の議を経て学

則

して、文部大臣から認定され、昭和二十九年四月一日から適用されたo

記

本学の正規の課程を、

教育職員免許法第五条別表第一備考第一号の二の規定によつて、左記のと

免許状授与の所要資格を得させるため適当な課程

教育職員免許法による資格認定について

学

内

報

短期大学部 浪速大学工業 浪 大 速 学 大 第二部 第一部 名 学 中学校教諭免許状 高等学校教諭免許状 中学校教諭免許状 中学校教諭免許状 高等学校教諭免許状 中学校教諭免許状 高等学校教諭免許状 免 許 状 0 種 類 数学、 理科、 職業 工業 職業 工業 数 学、 免許教科 理科、 職業 理科、 農業、 職業 の種類 工

文部省告示第百号 昭和二九、一二、 七 官報

|高等学校教諭免許状

理科、

I

文部省告示第三号 昭和三〇、 = 八

官報

=) 大学院設置審議会委員の実地視察について

察が行われた。 委員は、文部省の荒木視学官、原田事務官と共に来学され、関係学部の実地視 文部省に申請申であつたが、二月十六日、僑本孝、中西不二夫、明日山秀文三 本学大学院(工学—博士課程、農学—修士課程) の設置については、

四